

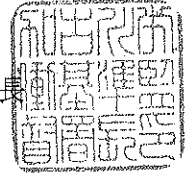


加古川基署発 0802 第 2 号

平成 29 年 8 月 2 日

加古川労働基準協会 会長 殿

加古川労働基準監督署長



死亡災害等の重篤な労働災害の撲滅に向けた取組みの要請について

平素は、労働基準行政の推進について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、加古川労働基準監督署管内の平成 29 年の労働災害発生状況は、7 月 31 日現在の速報値で、休業 4 日以上労働災害の被災者数が 303 人で前年同期と比較して 8.5% の減少となっています。

その一方で、死亡者数は平成 28 年一年間で過去最少であった平成 22 年と同数の 1 人でしたが、本年は 2 月以降に相次いで発生した死亡災害により 7 月 31 日現在、6 人の尊い命が失われています。

また、命は取り留めたものの重度の後遺障害が残るような労働災害も数件発生しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

いかなる状況下にあっても、労働により生命が損なわれるという事態はあってはならないものであり、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、事業者、労働者をはじめ各種団体を含めた関係者が一体となって下記事項を含む標記の取組みを徹底し、労働者の安全と健康を確保していただきますよう要請します。

また、貴団体におかれましても、労働災害防止の取組みを一層強化していただきますとともに、傘下の会員事業場に対する周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 経営首脳による死亡災害等の重篤な労働災害防止の決意表明
- 2 安全衛生活動を支える安全衛生管理体制の充実
- 3 個々の労働者のレベルや作業内容に応じた効果的な安全衛生教育の実施
- 4 職場内のリスクアセスメントの促進と確実なリスク低減措置の実施
- 5 定められた作業手順(作業標準)の順守